

## 内科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

### I. はじめに

1. 内科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 内科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

### II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

#### 1. 方針

- 1) 内科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 内科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医はプログラム制の基幹施設における「内科部門」に所属し、責任のある指導者(プログラム制における統括責任者管理)の管理のもとで研修を行う。
- 5) 研修の記録はJ-OSLERを用い、指導医による承認を要する。
- 6) 内科領域を単位制で研修する場合、サブスペシャリティ領域の研修の開始は、内科専門研修の修了要件を満たすことを原則とする。なお、内科基本領域専門研修における経験をサブスペシャリティ領域における研修経験に認定する要件は別途定める。
- 7) 他の基本領域の単位制研修を同時に行うことは認めない。

#### 2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者、または日本専門医機構が定める臨床研究医コースを選択する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから内科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、日本内科学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

### III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 内科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていること

である。

- 1) 日本内科学会の定めた研修期間（内科専門研修3年以上）を満たしていること
- 2) 日本内科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること  
（内科専門研修整備基準の修了要件を満たし、その研修管理はJ-OSLERを活用すること）
- 3) プログラム制と同一またはそれ以上の認定試験に合格すること

#### IV. カリキュラム制(単位制)における研修

##### 1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における内科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設および特別連携施設）とする。

##### 2. 研修期間として認める条件

- 1) プログラム制による内科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修による施設群研修を原則、必須の研修期間とする。
  - ① 連携施設単独での研修は原則認めない。
  - ② 但し日本内科学会と日本専門医機構が認めた合理的理由（パワハラ等により通常の研修が困難である場合、臨床研究医コースのようにその研修に特性がある場合等）がある場合は別とする。
- 2) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。申請開始時期については日本内科学会が確認審査を行い、日本専門医機構へ報告する。
- 3) 研修期間として認めない研修
  - ① 他科専門研修プログラムの研修期間  
（但し内科専門研修として妥当と見做される場合、研修期間について検討を行うことがある。）
  - ② 初期臨床研修期間

##### 3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位
  - ① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。
- 2) 「フルタイム」の定義
  - ① 週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること。
- 3) 「1ヶ月間」の定義
  - ① 暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。
- 4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」で職員として勤務している時間	「1ヶ月」の研修単位
フルタイム	週31時間以上	1単位

非フルタイム	週 26 時間以上 31 時間未満	0.8 単位
	週 21 時間以上 26 時間未満	0.6 単位
	週 16 時間以上 21 時間未満	0.4 単位
	週 8 時間以上～16 時間未満	0.2 単位
	週 8 時間未満	研修期間の単位認定なし

5) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

6) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

7) 産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6か月までを算入する。

8) 但し「内科専従」でないものの、日本内科学会が認める研修内容については、期間の単位は1/2を乗じた単位数として認めることがある。

9) 内科研修はカリキュラム制の場合であっても、入院患者の受け持ちが必要とされることから、フルタイムでの研修単位が12単位以上必要である。

#### 4. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」における施設群研修で計36単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

(1) 但し「内科専従」でないものの、日本内科学会が認める研修内容については、期間の単位は1/2を乗じた単位数とする。

2) 「基幹施設」または「連携施設」において、「専従」で、それぞれ6単位以上の研修を必要とする。

3) 「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

#### 5. 「専従」として認める研修形態

1) 「基幹施設」または「連携施設」において原則「内科部門」に所属していること。

① 「内科部門」として認める部門は、内科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」の申請時に、「内科部門」として申告された部門とする。

2) 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

① 職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「内科部門」の業務に、週31時間以上の勤務時間を従事していること。

② 非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」としては認めない。

(1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「専従」として認める。

i) その際における「専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4) の非「フルタイム」勤務における研修期間の算出表に従う。

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

## V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

### 1. 診療実績として認める条件

1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

① 職員として勤務している「基幹施設」および「連携施設」で、研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。

② 初期臨床研修期間の経験は、最大 80 症例を上限として、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を満たすこと。

i) 原則、内科専門研修プログラム制の「基幹施設」または「連携施設」における経験であること。

③ 初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間の経験は、初期臨床研修中の症例と合わせて 80 症例を上限として、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を満たすこと。

i) 内科学科専門研修プログラム制による「基幹施設」または「連携施設」における経験であること。

2) 日本内科学会の「J-OSLER (研修プログラム管理システム)」に登録された経験のみを、診療実績として認める。

① ただし、統括責任者が「承認」し、日本内科学会が審議して認める症例経験については、診療実績として認めることがある。

3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。

4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

### 2. 必要とされる経験症例

1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。《「プログラム制」参照》

### 3. 必要とされる臨床以外の活動実績

1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、次のとおりとする。

① 研修修了前に日本内科学会セルフトレーニング問題を受講する。

② 研修修了前に日本内科学会が指定する講習会・講演会に参加する。

・ JMECC1 回以上の受講。

・ 日本内科学会年次講演会、生涯教育講演会、内科学の展望いずれかに参加する。

③ その他必要とされる臨床以外の活動実績はプログラム制と同一とする。《「プログラム制」参照》

## VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

### 1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

#### 1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

#### 2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「内科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「内科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

#### 3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

日本内科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

### 2. 内科専門研修「プログラム制」から内科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 内科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、内科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

※「プログラム制」による研修期間延長の場合、この方針(II. 1. 2))にも示されるように、原則として「プログラム制」における研修期間の延長が適用される。

#### 2) 内科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「内科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本内科学会及び日本専門医機構に申請する。

② 内科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

#### 3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、日本専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

- ① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

- ① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。
- ② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

3. 内科以外の専門研修「プログラム制」から内科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 内科以外の専門研修「プログラム制」から内科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は、内科領域との基本領域間のダブルボード研修等の場合、内容を確認してこれを認めることがある。認められる対象領域およびその内容については別に定める。

- ① 内科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、原則、あらためて、内科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはVI. 1に従い内科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「内科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「内科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

# 内科専門医新規登録

## カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本内科学会 気付 日本専門医機構 御中

内科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で内科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学または臨床研究医コースのため

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) 臨床研究医コースの者

6) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（          科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が内科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 \_\_\_\_\_

プログラム統括責任者（署名） \_\_\_\_\_ (印)

プログラム統括責任者の内科専門医番号（または認定番号） \_\_\_\_\_

## 内科専門医新制度移行登録

### 内科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

日本内科学会 気付 日本専門医機構 御中

内科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で内科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学または臨床研究医コースのため

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

-----  
主たる研修施設

上記の者が内科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 \_\_\_\_\_

プログラム統括責任者（署名） \_\_\_\_\_ ㊞

プログラム統括責任者の内科専門医番号（または認定番号） \_\_\_\_\_